

心身障がい福祉センター 児童部門(聴覚・言語部門)

保育士・児童指導員（臨時的任用職員）募集

[募集概要]

募集職種	保育士・児童指導員
募集施設	心身障がい福祉センター 福岡市中央区長浜1-2-8 TEL:(092)721-1611
業務内容	○未就学の聴覚言語障がい児、発達障がい児への療育支援を行います。集団療育での保育補助、託児、教材作成、事務作業などを行います。
採用人数	1名
応募資格	「保育士」または「児童指導員任用資格」を有する人。 ※児童指導員任用資格：4年生大学(大学院)にて、心理学、教育学、社会学、社会福祉学のいずれかを先行し卒業(修了)した方。2年以上の児童福祉事業の実務経験がある方。小～高の教員免許がある方。社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する方。
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 任用更新の可能性 あり(条件あり)

[労働条件]

身分	臨時的任用職員
勤務日	月～金曜日のうち、週1～3日程度(月10日程度以内)
勤務時間	8:45～17:15(途中休憩45分) 時間外勤務はありません その他、短時間勤務も可能
休日	土・日・祝日、12/29～1/3
報酬	1,191円/時間
交通費	実費(日額2,619円を上限)
諸手当	通勤手当(上記)
賞与	なし
退職金	なし
社会保険	なし

[申込及び採用方法]

申込期間	求人情報掲載から採用者決定まで随時
申込方法	電話による申込
採用面接	1. 選考方法：面接 2. 日時：応募者との協議により定めます 3. 会場：福岡市立心身障がい福祉センター(あいあいセンター)
提出書類	書類：顔写真付き履歴書、資格証の写し 提出方法：心身障がい福祉センターまで事前郵送
申込先(担当)	心身障がい福祉センター通園療育課療育課(担当：志岐) 福岡市中央区長浜1-2-8 TEL:(092)721-1611

[備考]

--

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの